

豊岡市公共施設再編計画改訂業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊岡市公共施設再編計画改訂業務契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

豊岡市公共施設再編計画改訂業務

(2) 業務の目的

豊岡市では、公共施設の老朽化に伴う多額の財政負担を軽減させ、施設サービスの水準を適切に維持するため、施設保有量の最適化（総量縮減）に取り組むこととしている。豊岡市公共施設マネジメント基本方針及び豊岡市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の計画的な再編を実行していくための計画として、豊岡市公共施設再編計画（以下「現計画」という。）を2016年11月に策定し、2016年度から2025年度までの10年間の第1期の計画期間としている。

本業務は、現計画が期間終了を迎えることから、2026年度から2035年度までを計画期間とする、新たな豊岡市公共施設再編計画の策定を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

「豊岡市公共施設再編計画改訂業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から2026年3月25日まで

3 見積限度額（上限額）

9,427千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たすものでなければならない。

- (1) 公告日現在で豊岡市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 豊岡市入札参加資格制限基準（令和3年豊岡市制定）第2条各号いずれかの資格制限事由に該当する者でないこと及び第3条の規定による資格制限を受けている者でないこと。
- (4) 近畿2府4県（兵庫県・大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県）内に本店、支店、営業所等があること。
- (5) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (8) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。
- (9) 過去5年以内（2020年4月1日から2025年3月31日）に、本業務と同種の業務を元請

として受託し、完了した実績を有していること。

同種の業務とは、地方公共団体が発注した業務で次に掲げるいずれかに該当する業務とする。

ア 公共施設等総合管理計画等の策定業務

イ 「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）」に基づく「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」策定業務

ウ 公共施設等総合管理計画に基づく「個別施設計画」策定業務

6 業務実施体制

本業務を遂行するにあたり、仕様書に定める技術者を配置すること。

7 募集内容

(1) 募集方法

市公式ウェブサイト等を通じて募集

(2) 応募方法

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 会社概要（様式2）

(ウ) 業務実績調書（様式3）

※業務実績を証明するもの（契約書の写し等）を添付すること。

イ 提出方法

電子メール

ウ 提出先

豊岡市役所 行政管理部 資産活用課

担当：橋、正木

電子メール：shisan@city.toyooka.lg.jp

(3) 応募期限

2025年5月9日（金）17時まで

(4) 参加資格審査

応募事業者について、前記5に規定する参加資格の有無を審査する。

ア 参加資格結果の通知

全応募者に対し、参加資格の審査結果を2025年5月13日（火）までに電子メールにて通知する。

イ 参加資格審査結果に関する質問

(ア) 参加資格の審査の結果、参加資格を有しないとされた事業者は、その理由について、市に説明を求めることができる。

(イ) (ア)の説明を求めようとする事業者は、2025年5月16日（金）17時（必着）までに、市に電子メールにより、説明を求めなければならない。

(ウ) 市は、2025年5月21日（水）までに(イ)の質問に対する回答をする。

(5) 質疑・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式4）を次のとおり提出すること。なお、電話、ファックス又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限 2025年5月16日（金）17時まで

イ 提出方法 電子メール

なお、当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。「豊岡市公共施設再編計画改訂業務質問書（□□）」（□□は会社等の名称又は略称）

ウ 提出先 7(2)ウに同じ。

エ 質疑回答日 2025年5月21日（水）

オ 回答の方法

質疑内容とその回答を、市公式ウェブサイト（本件の募集ページ）に掲載する。なお、本業務の応募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。

(6) 辞退届の提出

参加申込後にプロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。

ア 提出期限 2025年5月23日（金）17時まで

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出先 7(2)ウに同じ。

エ 提出書類 辞退届（様式5）

8 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限 2025年5月27日（火）17時まで

(2) 提出方法 電子メール

企画提案書等はPDF形式で統一したデータを電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は次のとおりとする。「豊岡市公共施設再編計画改訂業務企画提案書（□□）」（□□は会社等の名称又は略称）

(3) 提出先 7(2)ウに同じ。

(4) 提出書類

ア 業務実施体制各種調書及び企画提案書提出届（様式6）

イ 技術者調書（様式7）

ウ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式8-1）

担当技術者の経歴及び実績等調書（様式8-2）

※有する資格を証明するもの（証書の写し等）を添付すること。

エ 再委託調書（様式9） ※再委託する場合のみ

オ 工程表（様式10）

カ 企画提案書（任意様式）

キ 参考見積書及び積算内訳書（任意様式）

(ア) 業務名称及び税抜き金額を記載すること。

(イ) 税込み見積金額が、「3 見積限度額（上限額）」を超えないようにすること。（超えた場合は、失格とする。）

(5) 企画提案書作成要領

ア A4判、20ページ以内とすること。

イ ページ番号を付すこと。

ウ A3判も可、その場合は2ページ分と換算すること。

エ 文字のフォントは、11ポイント以上とすること。

オ 提案書には、商号など応募者を特定できるような記載は避けること。

カ 企画提案書には、次の各業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。

(ア) 業務実施方針

(イ) 業務実施体制

(ウ) 業務実施工程

(エ) 対象施設の現状把握

(オ) 市民意向調査

(カ) 施設所管課へのヒアリングの実施

(キ) 公共施設再編計画の改訂（案）の作成

(ク) その他本業務に関する独自提案

9 審査概要

(1) 審査委員会

「豊岡市公共施設再編計画改訂業務契約候補者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法

ア 評価

(ア) 「豊岡市公共施設再編計画改訂業務契約候補者選定委員会委員（以下「委員」という。）」は、提出された企画提案書類等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(イ) 応募事業者の評価は、加点方式により行う。

イ 第1次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者が4事業者以上あった場合、書類審査を行い、各委員の評価点を合計し、得点の高い順に上位3事業者までを、第2次審査の対象とする。

参加資格を満たすと判断された事業者が3事業者以下の場合、参加資格を満たす全ての事業者を第2次審査の対象とする。

ウ 第1次審査結果通知及び第2次審査参加通知

(ア) 通知時期 2025年6月3日（火）
※本市の都合により日程を変更する場合がある。

(イ) 通知方法 第1次審査通過者に電子メールで通知

エ 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査を通過した事業者に対して、第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行う。

(ア) 開催日 2025年6月13日（金）
※本市の都合により日程を変更する場合がある。

(イ) 開催場所 豊岡市役所 本庁舎 3階 庁議室

(ウ) 出席者 当該業務に参画予定の技術責任者を含む4人までとする。

(エ) 説明事項 プレゼンテーションでは、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。なお、主たる説明・質疑応答は、配置予定の技術責任者が行うこと。

(オ) その他 プレゼンテーション20分、ヒアリング25分程度を予定している。プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーンは市が用意する。

オ 選定

別に定める審査基準に基づき、第2次審査の採点を第1次審査の採点に加味して契約候補者及び次点者を選定する。なお、合計点が同じ場合は、第2次審査、見積金額の順に評価点を比較し、評価点が高い者を契約候補者とする。

全ての評価点が同じ場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は、委員長が決定する。

なお、評価点数の満点を100点に換算し、60点に満たない場合は、最高評価点を獲得しても契約候補者とししない。

カ 最終審査結果

最終審査結果は、第2次審査参加者全てに2025年6月17日（火）までに書面で通知するとともに、契約候補者及び次点者の事業者名を市公式ウェブサイトで公表する。

10 日程（予定）

公示 2025年4月22日（火）

参加申込書提出期限	2025年5月9日（金）17時まで（メール）
参加資格審査結果通知	2025年5月13日（火）
質問書提出期限	2025年5月16日（金）17時まで（メール）
質問回答	2025年5月21日（水）
参加申込後の辞退期限	2025年5月23日（金）17時まで（メール）
企画提案書等受付期限	2025年5月27日（火）17時まで（メール）
第1次審査（書類審査）	2025年5月30日（金）
第1次審査結果通知	2025年6月3日（火）
第2次審査（プレゼンテーション等）	2025年6月13日（金）
結果通知	2025年6月17日（火）
契約締結	2025年6月下旬
業務開始	2025年6月下旬

11 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

(1) 書類審査（1次審査）

審査項目		評価の視点	配点
①	業務実績	同種業務の履行実績が豊富であるか。	5
②	業務実施体制	ア 技術責任者及び担当技術者に有資格者が配置され、適切な体制となっているか。 イ 技術責任者及び担当技術者に認定ファシリティマネジャー有資格者が配置されているか。	15
③	技術責任者等の業務実績	同種業務の履行実績が豊富であるか。	10

(2) プレゼンテーション等審査（2次審査）

審査項目		評価の視点	配点
④	企画提案	ア 業務実施方針が、本市の特性や現状、本業務の目的を十分に理解しているか。 イ 業務実施工程が、実施可能な無理のない工程になっているか。 ウ 対象施設の現状把握が適切にできる提案になっているか。 エ 市民意向調査が適切にできる提案になっているか。 オ 施設所管課へのヒアリングの実施が適切にできる提案になっているか。 カ 公共施設再編計画の改訂（案）を作成するにあたり、現計画のデータ・構成等の見直し、地域デザインプランの反映、また更新費用を	50

		再算定するにあたり、具体的な提案があるか。 キ 仕様書以外に本業務に関連する有用な提案があるか。	
⑤	プレゼンテーション	ア 業務に取り組む意欲、熱意、積極性があるか。 イ 分かりやすい説明内容及び資料の内容であるか。 ウ 質問に対し、的確に回答しているか。	15
⑥	見積金額	(応募者内での最低提案見積金額／提案見積金額) ×15点	15

12 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

13 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 参考見積書の金額が、「3 見積限度額（上限額）」を超える場合
- (7) 参考見積書の金額と積算内訳書の金額が一致しない場合
- (8) プレゼンテーションに理由なく遅刻、欠席した場合
- (9) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合

14 契約

- (1) 手続の進め方

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、特定された者は、あらためて見積書を提出するものとする。また、契約候補者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。

- (2) 仕様等の確定

仕様等については、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行い、本契約の仕様に反映させることができるものとする。

(3) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

(5) 契約保証

市が別に定める方法により、契約金額の10/100以上とする。

15 その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却せず、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。

(3) 提出された企画提案書等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できない。

(4) 「業務実施体制各種調書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当技術者は、変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、協議のうえ決定するものとする。

(5) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。

(6) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

(7) 企画提案書を提出するにあたり他者の協力を得た場合は、その旨を明記すること。

(8) 参加申込業者に関しては、公表しない。

(9) 審査に係る電話等での問合せには応じない。

(10) 審査に対する異議を申し立てることはできない。

(11) 成果品の著作権は、本市に帰属する。

16 問合せ先

豊岡市役所 行政管理部 資産活用課（豊岡市役所 本庁舎 3階）

担当：橘、正木

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

T E L : (0796) 21-9129

電子メール：shisan@city.toyooka.lg.jp